

双葉町長の不信任決議

本議会は、双葉町長井戸川克隆君を信任しない。
以上、決議する。

平成24年12月20日

双葉町議会

理由

昨年3月11日以降、1年9カ月の長い避難生活が続き、町民は様々な困難の中、苦しみながら生活をしている。今、町民が一番望んでいることは、補償、賠償の取り組みが進むこと。議会は県内外18回の町民懇談会で多くの町民の声を聞いて町長に要望書を提出したが、町長は町民の声を聞く努力をせず、町民との考え方に乖離があり、自分の考え方に固執している。町民の声を聞く、議会と相談すると常々言っているが、そのような発言とは裏腹に一度もその機会がなかったのも事実である。

去る11月28日、県知事と8カ町村との中間貯蔵施設現地調査を議論する会議に町長だけ欠席した。「またか」と町民ならず、双葉郡民、福島県民の多くの方々が驚きと落胆をされた。中間貯蔵施設は賛否があっても、福島県内の除染から出る放射性汚染土壌や瓦礫等の処分問題は避けては通れず、復興への大きな妨げになっているのは誰もがわかっていることである。にもかかわらず、町長は「木を見て森を見ず」の例えのごとく、自分の町、自分の考えだけで事に当たろうとした。しかも欠席の理由を我々議会に示し、了解されてからの行動であればいざ知らず、その説明すらなかった。過日、「町長辞任要求書」を提出したが、全議員から「NO」と突きつけられた現実を重く受け止めるべきである。今、町民は一日も早い生活再建、復興を待ち望んでいる。停滞は許されない状況の中、町長のこれまでの一連の言動、行動に対する議会や町民への説明責任は果たされておらず、これ以上、信任することができない。よって、双葉町長井戸川克隆君を不信任とする。

発議第5号

双葉町長の不信任決議案

上記の議案を双葉町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により次のとおり提出する。

平成24年12月20日

提出者	双葉町議会議員	岩本 久人
賛成者	双葉町議会議員	菅野 博紀
賛成者	双葉町議会議員	佐々木清一
賛成者	双葉町議会議員	伊澤 史朗
賛成者	双葉町議会議員	清川 泰弘
賛成者	双葉町議会議員	高萩 文孝
賛成者	双葉町議会議員	白岩 寿夫
賛成者	双葉町議会議員	羽山 君子